○国土交通省告示第千三百四十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5459号	第二種緑色閃光灯	伊吹工業株式会社	大阪府大阪市旭区高殿一丁目7番28号

○国土交通省告示第千三百四十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年十一月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4795号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ＳＭＮＷ－01	藤倉航装株式会社	気室布を変更

○国土交通省告示第千三百五十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大洋電機株式会社群馬事業所	群馬県伊勢崎市八斗島町726番地	配電盤	平成28年11月13日から平成33年11月12日まで
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第千三百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Geislinger GmbH	Hallwanger Landesstrasse 3, 5300 Hallwang/Salzburg, Republic of Austria	弾性継手	平成28年11月10日から平成33年11月9日まで

○海上保安庁告示第五十五号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十八日

海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 12　えさん」を「PL 12　えさん
PL 14　よなくに」に改める。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM 40　なつい」を「PM 40　なつい
PM 51　かとり」に改める。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 12　えさん」を「PL 12　えさん
PL 13　もとぶ」に改める。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PS 19　あさじ」を「PS 19　あさじ
PS 31　しもじ」に改める。

附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十八年十一月二十五日
二　第二条の規定　平成二十八年十一月二十八日
三　第三条の規定　平成二十八年十一月二十九日
四　第四条の規定　平成二十八年十一月三十日

○防衛省告示第二百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十八年十一月十六日次のとおり決定された。

平成二十八年十一月十八日

防衛大臣　稲田　朋美

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇二九	キャンプ・コートニー	うるま市	国有	建物：約八六〇平方メートル　陸上自衛隊が訓練施設として共同使用する。　使用期間：平成二十八年十一月二十七日から同年十二月十三日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市、立川市、武蔵村山市、羽村市、東京都西多摩郡瑞穂町	国有	建物：約四、八〇〇平方メートル　工作物：門等　工場等として追加提供する。
三〇七九	キャンプ座間	座間市、相模原市	国有	建物：約七、五〇〇平方メートル　工作物：門等　高校等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約三〇、〇〇〇平方メートル　工作物：門等　独身下士官宿舎等として追加提供する。
四一〇〇	祖生通信所	岩国市	国有	建物：約一三〇平方メートル　工作物：門等　局舎として追加提供する。